

# 平成27年度大分県歳入歳出決算審査意見書

## 第1章 審査の概要

### 第1 審査の対象

平成27年度歳入歳出決算の審査の対象は、次のとおりである。

- 平成27年度大分県一般会計
- 平成27年度大分県特別会計
  - 公債管理特別会計
  - 母子父子寡婦福祉資金特別会計
  - 中小企業設備導入資金特別会計
  - 流通業務団地造成事業特別会計
  - 林業・木材産業改善資金特別会計
  - 沿岸漁業改善資金特別会計
  - 就農支援資金特別会計
  - 県営林事業特別会計
  - 臨海工業地帯建設事業特別会計
  - 港湾施設整備事業特別会計
  - 用品調達特別会計

### 第2 審査の方法

平成27年度一般会計及び特別会計の決算審査に当たっては、審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について

- 1 決算の計数は、正確であるか
- 2 予算は、議決の趣旨に沿って、適正かつ効率的に執行されているか
- 3 収入及び支出に係る事務は、関係法規等に準拠し、適正に処理されているか
- 4 財産の取得、管理及び処分は、適正に行われているか

を主眼として、関係証書類と調査照合し、関係部局から説明を求めるとともに、必要に応じ事実確認調査を行い、定期監査及び例月出納検査等の結果を踏まえて慎重に審査を実施した。

## 第2章 審査の結果及び意見

### 第1 審査の結果

- 1 平成27年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算額は、関係証書類及び指定金融機関の収支金報告書等と合致し、正確であると認められた。
- 2 予算の執行、収入支出事務及び財産の管理等については、一部に留意又は改善を要するものが見受けられたものの、議決の趣旨及び関係法規等に従い、概ね適正に処理されているものと認められた。

### 第2 決算の状況

平成27年度の当初予算は、知事、県議会議員の改選時期に当たり、骨格予算として編成された。実質的には通常年度の当初予算に相当する7月補正後予算では、新長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」元年に対応する施策を積極的に展開した。

また、平成28年2月補正予算では、国の補正予算を積極的に受け入れ、防災・減災対策や農林水産業の体質強化に取り組むとともに、景気回復を下支えするための経済対策を講じた。

この結果、平成27年度歳入歳出決算は、一般会計で、予算現額6,142億4,809万3,729円に対し、歳入決算額5,927億7,620万8,060円、歳出決算額5,817億7,870万9,542円となっており、その概要は次のとおりである。

歳入決算額は、前年度と比較して0.51%増加している。これは、県立文化・スポーツ施設等整備基金繰入金等の減により繰入金が増加したほか、土木費国庫補助金等の減により国庫支出金が増加したものの、地方消費税や法人事業税の増などにより県税が増加したこと、地方消費税清算金が増加したことなどによるものである。

歳出決算額は、前年度と比較して1.34%増加している。これは、職員住宅建設費償還金の繰上償還が終了したこと等により警察費が減少したほか、中小企業金融対策費等の減により商工費が増加したものの、地域消費喚起事業費等の増により総務費が増加したこと、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための基金の積立等により保健環境費が増加したことなどによるものである。

この結果、一般会計の歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支は、109億9,749万8,518円の黒字、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は26億9,596万512円の黒字となっており、実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支も3,613万1,464円の黒字となっている。

また、大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計など、11の特別会計をみると、その合計額では、予算現額1,108億9,218万1,000円に対し、歳入決算額は1,106億7,798万5,551円、歳出決算額は1,090億338万2,319円となっており、前年度に比べ、歳入は16.72%の減少、歳出は16.98%の減少となっている。

この結果、特別会計の形式収支と実質収支は、共に16億7,460万3,232円の黒字であり、単年度収支も、6,663万489円の黒字となっている。

### 第3 審査意見

平成27年度の決算は、一般会計、特別会計ともに実質収支は黒字を確保し、単年度収支も前年度に引き続き黒字となった。財政健全化判断比率では、県債の元利償還金等がどの程度の財政負担となっているかを示す実質公債費比率は12.7%と前年度に比べ1.7ポイント減少し、将来にわたる負債の大きさを示す将来負担比率も157.0%と前年度に比べ8.7ポイント減少するなど、改善が見られる。

しかしながら、少子高齢化や人口減少、地方創生の推進などにより、行政需要は益々増大していくものと予想されるので、新長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」に基づき、県民が主役の基本姿

勢に立ち、「安心・活力・発展」の大分県づくりを更に前進させるため、今後とも次の事項に留意し、引き続き限られた財源のなかで効率的で効果的な行財政運営が行われるよう、強く期待するものである。

## 1 行財政改革の推進と財政運営の健全化について

財政運営の健全化に向けては、平成24年度に策定した「大分県行財政高度化指針」に基づいて、積極的な行財政改革に取り組んできたところであるが、平成27年度は、指針の最終年を迎え、歳出の削減及び歳入の確保に取り組んだ結果、財政調整用基金の残高は、指針策定時の試算額323億円を上回る433億円になるなど成果を上げているところである。

県債残高については、普通会計決算で残高が前年度（1兆487億円）に比べて82億円（0.8%）減の1兆405億円で、総額としては前年度に引き続き減少し、地方交付税の振替である臨時財政対策債を除いた実質的な残高も前年度（6,827億円）に比べて258億円（3.8%）減の6,569億円で、14年連続の減少となるなど、着実に削減が進んでいる。

しかしながら、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係費の増大や社会資本の老朽化による保全費用の確保など、財政環境は厳しく予断を許さず、また、社会保障施策充実の財源となる消費税率の引上げ延期の方針が示されたり、地方交付税制度が見直されるなど、地方の一般財源総額の確保は不透明な状況にある。

このため、最少の経費で最大の効果を上げられるよう常に事務事業の検証を行うとともに、歳入の確保と歳出の見直しを徹底し、平成27年10月に策定した「大分県行財政改革アクションプラン」が確実に実行されるよう努められたい。

また、多様化する県民ニーズに対応した施策を推進しつつ、急激な社会経済の変化や災害等の不測の事態に対応できるよう、財政調整用基金残高の確保（プランにおける平成31年度末目標324億円）、県債残高の抑制（同1兆300億円）などにより、一層の行財政基盤の強化が図られるよう努められたい。

## 2 資産マネジメントの強化

県有建築物や公共インフラ施設の老朽化が一層進行していくことから、平成27年7月に策定した「大分県公共施設等総合管理指針」に基づき、施設総量の縮小や施設の長寿命化を着実に推進し、維持管理コストの削減や平準化に努められたい。

また、平成28年3月に策定した「県有財産総合経営計画」に基づき、未利用財産の売却・貸付や広告収入の拡大などに積極的に取り組み、更なる収入の確保に努めるとともに、当初の目的が達成された出資金等についても見直しを進め、県有財産のなお一層の利活用を図られたい。

## 3 収入未済の解消

一般会計及び特別会計の収入未済合計額は40億5,756万3,381円で、前年度に比べ4億9,638万2,683円（10.90%）減少し、6年続けて前年度を下回った。

このうち、県税については、市町村に職員を派遣し、個人県民税の徴収対策を強化したこと等により、収入未済額は21億2,685万2,255円となり、前年度に比べ5億7,240万1,686円（21.21%）と大きく減少し、中小企業設備導入資金や県営住宅使用料についても、収入未済額が前年度に比べ減少するなど、各機関の努力により、一定の成果が得られている。

他方、前年度に比べて増加しているものもあり、収入未済額全体としては依然として多額であることから、今後とも公平な負担と自主財源確保の観点から、引き続き収入未済の解消と新たな発生防止に努められたい。

なお、主な収入未済額の状況は、次表のとおりである。

### 主 な 収 入 未 済 額 の 状 況

(単位：円、%)

区 分		平成27年度収入未済額	平成26年度収入未済額	前 年 度 対 比	
				増 減 額	比 率
一 般 会 計	県 税	2,126,852,255	2,699,253,941	△ 572,401,686	△ 21.21
	地 域 改 善 対 策 奨 学 金	119,130,513	113,091,129	6,039,384	5.34
	加 算 金	107,920,308	119,191,559	△ 11,271,251	△ 9.46
	県 営 住 宅 使 用 料	57,702,803	62,284,503	△ 4,581,700	△ 7.36
	児 童 措 置 費 負 担 金	47,753,720	49,845,420	△ 2,091,700	△ 4.20
	そ の 他	348,334,505	347,710,414	624,091	0.18
	一 般 会 計 計	2,807,694,104	3,391,376,966	△ 583,682,862	△ 17.21
特 別 会 計	中 小 企 業 設 備 導 入 資 金	1,025,048,968	1,035,362,168	△ 10,313,200	△ 1.00
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金	100,374,884	99,439,031	935,853	0.94
	流 通 業 務 団 地 造 成 事 業	91,835,000	0	91,835,000	-
	沿 岸 漁 業 改 善 資 金	22,230,000	17,370,000	4,860,000	27.98
	そ の 他	10,380,425	10,397,899	△ 17,474	△ 0.17
	特 別 会 計 計	1,249,869,277	1,162,569,098	87,300,179	7.51
一 般 会 計 ・ 特 別 会 計 合 計		4,057,563,381	4,553,946,064	△ 496,382,683	△ 10.90

#### 4 財務事務の執行について

定期監査、臨時監査及び財政的援助団体等監査においては、財務に関する事務の執行について、合規性、正確性はもとより経済性、効率性、有効性の観点からも実施しているところである。その結果は一部に不適正な事例が認められたものの、概ね適切な処理が行われていた。

監査において、是正改善の必要性が認められた主な事項は次のとおりである。

これらの事例は、財産の日常点検やチェック機能が不十分であったこと、公金に対する意識や財務事務に関する習熟度が不足していたことなどが原因と考えられるので、管理の適正化、審査・相談体制の強化、研修の充実に一層努められたい。

##### (1) 財産の管理について

公用車の自動車検査証の有効期限が到来しているにもかかわらず、更新手続を行うことなく運行していた事例、漁港施設について、許可を受けた者以外の者の施設が、長期にわたって設置されていた事例、庁舎等の消防設備等について、点検結果が不良との判定を複数回にわたり受けているにもかかわらず、特段の対応をしていなかった事例等が認められた。

##### (2) 会計事務について

収入事務について、受領した手数料等の現金を直ちに現金出納表に記載しなかったうえ、規則に規定する期間を超えて保管していた事例、滞納者から領収した納付金を現年度の滞納分に重点的に充当したため、過年度の債権が時効により消滅していた事例、所得の確認が十分でなかったため、支給要件を欠いていることに気付かず、扶養手当の支給を続けていた事例等が認められた。

##### (3) 契約事務について

業務委託において、入札書に記載不備があった業者と契約を締結していた事例、カラーコピーを発注したことにして、実際は印刷製本した冊子に差し替えて納品させていた事例、研修や清掃の委託について、契約書に定めた回数よりも実施回数が少ないにもかかわらず、変更契約等の対応をしていなかった事例等が認められた。